

広島県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称												所在 地	土砂災害警戒区域
の発生原因となる自然現象の種類													
表区域示の区域の名称												土砂災害特別警戒区域	
の発生原因となる自然現象の種類													
奈良木（三七七四）	近居（三一三）	近居（三一七）	近居（三一七）	近居（三一七）	近居（三一七）	本谷（三一七）	堤（三一六二）	堤（三一六二）	○二一一	平田（三一六）	平田（三一六）	土砂災害警戒区域	
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	土砂災害特別警戒区域	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表示め第（八平す止お災害にび事十成る対け害にび項四十法策る警規法	
奈良木（三七七四）	近居（三一三）	近居（三一七）	近居（三一七）	近居（三一七）	近居（三一七）	本谷（三一七）	堤（三一六二）	堤（三一六二）	○二一一	平田（三一六）	平田（三一六）	土砂災害特別警戒区域	
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	土砂災害特別警戒区域	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表示め第（八平す止お災害にび事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

○本谷（五〇）	奈良木（八一五）	平田（八一〇七）	藁江（二三一四九一一）	金見（二二一〇一一一）	金見（二二一九九）	本谷（二二一九八一一）	本谷（二二一九五一一三）	本谷（二二一九五一一二）	本谷（二二一九五一一一）	本谷（二二一九五一一一）	本谷（二二一九五一一一）	本谷（二二一九五一一一）	本谷（二二一九五一一一）	本谷（二二一九五一一一）	藁江（二二一九〇一三）
土石流	土石流	土石流	崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流							
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
奈良木（八一五）	平田（八一〇七）	藁江（二三一四九一一）	金見（二二一〇一一一）	金見（二二一九九）	本谷（二二一九八一一）	本谷（二二一九五一一三）	本谷（二二一九五一一二）	本谷（二二一九五一一一）	藁江（二二一九〇一三）						
土石流	土石流	崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流								
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。